

39. 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

1971年7月15日
条例第21号

改正 昭和47年5月4日条例第21号
昭和52年9月27日条例第29号

昭和61年12月26日条例第31号
平成5年6月25日条例第22号

(趣旨)

第1条 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関しては、この条例の定めるところによる。

(議会の議決に付すべき契約)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

(議会の議決に付すべき財産の取得又は処分)

第3条 地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格3,000万円以上の不動産又は動産の買入れ又は売払い(土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。)とする。

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 議会の議決または住民の投票に付すべき財産、営造物または議会の議決に付すべき契約に関する条例(1955年那覇市条例第3号)および市有財産の取得管理および処分条例(1953年那覇市条例第47号)は、廃止する。

付 則(昭和47年5月4日条例第21号)～

付 則(平成5年6月25日条例第22号) [略]